

【タイトル】 領事サービス窓口時間変更及び事前予約制について

【ポイント】

○4月1日より当面の間、旅券、証明、戸籍届出等の領事サービスは事前予約制とさせていただきます。

○査証申請については、真に必要な理由で日本へ渡航する場合に限らせていただき、また、申請・受取時間を限定させていただきます。

【本文】

目下の COVID-19 感染予防策としてラオス政府が外出禁止措置をとっている中、利用者の皆様の感染予防に最大限配慮しながら必要な領事サービスを継続するために、当館の領事窓口時間等について、4月1日から当面の間、以下のとおりとさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

#### 1 邦人対象サービス（旅券、証明、戸籍届出等）

（1）原則として、「事前予約制」とさせていただきます。予約は以下の宛先までメールでお願いします（お名前（漢字とローマ字）、在留届の有無、用件、来館予定日時（当館開館日の「午前10時～12時又は午後2時～4時」の間でお選びください）をご記入ください）。予約が受け付けられた場合にはメールにて返信が届きます。

[consular@vt.mofa.go.jp](mailto:consular@vt.mofa.go.jp)

（2）現在当館館員もシフト制で対応しておりますところ、旅券や証明のお渡しまでに通常よりお時間をいただく場合がありますのでご了承願います。

（3）警察証明（当館での指紋採取）をご申請の方は、医療機関の発行する、COVID-19の症状や兆候がないことを示す健康証明書をご持参ください。

#### 2 外国人対象サービス（査証等）

（1）査証申請につきましては、現在日本国内が不要不急の外出自粛要請等により観光等できる状況ではないため、人道的な理由等の真に必要な理由で日本に渡航する必要がある場合のみ受理しております。

なお、在留資格認定証明書をお持ちの申請者は、同証明書の発行日から3ヶ月が過ぎた場合でも、日本国内の受け入れ先が同様の条件で受け入れを認める場合には、発行日から6ヶ月までの間に査証申請が可能ですので、申請時期をご検討ください。

（2）査証申請・受取は、当館開館日のうち、「午前10時～12時又は午後2時～4時」に限らせていただきます。

また、申請受理から結果が出るまでは、通常の5業務日よりもお時間をいただく場合がありますのでご了承願います。

（3）査証申請に必要な書類

「観光」目的は受け付けておりません。

親族訪問、商用、日本人配偶者の一時帰国に伴う同伴等は、通常の提出書類に加えて、この時期に日本へ渡航しなければならない事情説明書（書式任意）を添付してください。

また、日本の水際対策厳格化により、入国が認められない場合もありますので、質問票（以下からダウンロード可）への回答を必ず提出願います。

[https://www.la.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00048.html](https://www.la.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00048.html)

（４）警察証明（当館での指紋採取）をご申請の方は、医療機関の発行する、COVID-19の症状や兆候がないことを示す健康証明書をご持参ください。

### 3 その他

ラオス新年等の当館休館日については、以下のリンクからご確認ください。

[https://www.la.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000083.html](https://www.la.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000083.html)

なお、当館が通常の業務形態に戻った場合には、速やかに領事メールでお知らせいたします。

#### 【問い合わせ先】

在ラオス日本大使館領事班

開館時電話：021-414-400～403

閉館時緊急電話：020-5551-4891

メール：consular@vt.mofa.go.jp

※大使館からのお知らせメールの配信を停止したい方は、以下のURLからお手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/menu?emb=lao>